

下記の事項を充分にお読みください。

重要事項説明書

電気事業法第 2 条の 13 の規定に従い、電力供給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。その他詳細については、当社が定める「電気供給約款」および「電気料金メニュー定義書」の内容を必ずご確認ください。

取次事業者（契約当事者） 810-0001 福岡県福岡市中央区天神 3-10-20 KG 天神ビル東 6 階 ゼロテレコム株式会社 お問い合わせ窓口 電話 0120-923-103 10:00～18:00（定休日：土日祝） Eメール info@zerotelcom.jp ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします	
小売電気事業者 170-0005 東京都豊島区南大塚 2 丁目 33-10 株式会社グランデータ 小売電気事業者登録番号 A0476 お問い合わせ窓口 電話 0570-070-336 10:00～18:00（定休日：年末年始）	
申込方法	ゼロエナジー電力供給契約申込書の記入ご捺印にて申込。
供給電圧	100V/200V
周波数	東日本 50Hz / 西日本 60Hz (静岡県富士川と新潟県の糸魚川あたりを境に、東側を東日本、西側を西日本としています)
契約期間	契約期間は、電力供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。
契約更新の取扱	自動更新あり
計量方法	一般送配電業者設置の電力量計により計量
小売供給に係る料金	「電気料金メニュー定義書」記載の通り。ただし、一定期間料金の割引を行うことがあります。
請求締日	原則検針・計量日の属する月の末日。但し、末日が営業日でない場合には、前営業日。
契約容量	お切替前の容量と同一といたします。

供給開始予定日

- 電気供給の開始に伴う一般送配電事業者の手続きの完了後、当社がお客さまからの供給契約の申込みを承諾したとき、当社の定める年月日に電気の供給は開始されます。
- 当社へのお申し込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

お申込みキャンセルについて

お申込みをキャンセルされる場合、当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。キャンセルの手続きが間に合わず、当社の供給が開始してしまった場合、元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、供給開始日から元の小売電気事業者に戻れるまでの電気料金については、当社にお支払いいただきます。

料金の支払い方法

- クレジットカード 支払日はカード会社によって異なります。
- 口座振替 支払日は、検針期間最終日の翌々月 23 日。土日祝の場合は、翌営業日となります。
(例) お客様の検針期間が 1 月 15 日～2 月 14 日の場合、4 月 23 日の口座引き落とし。
- その他 其他のお支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。
- 債権譲渡 当社は、お客さまに対する電気料金債権を、当社が指定する第三者に譲渡する場合があります。
※ 上記方法でのお支払いが確認できない場合はコンビニ払込票を発行いたしますので、コンビニ払込票によりお支払いください。この場合、コンビニ払込票の手数料として発行毎に 300 円（税抜）をお客様にご負担いただく場合があります。

料金の支払期日

口座振替の場合、毎月 23 日。クレジットカードの場合、カード会社によって異なります。

ご請求金額・ご使用量について

電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき、当社が別途定める料金表にて計算いたします。当社への切替のお申込と同時に、ご契約アンペアを変更することはできません（ただし、関西エリア、中国エリア、四国エリアの場合は、ご契約アンペアによる契約ではないため、本事項は適用対象外となります。）。毎月のご請求金額・ご

使用電力量は、「マイページ」にてご確認くださいませ。請求締日の翌月中旬頃に更新されます。

スマートメーターへの取り替え

- お客さまの電気メーターがスマートメーターでない場合には、供給開始にあたり、送配電事業者の委託を受けた工事会社の者がスマートメーターに取り替えに伺います。（供給開始後、取り換える場合もございます。）
- 取り替えにかかる費用は原則かかりませんが、ご契約内容により立ち合いや停電を伴う作業になる場合がございます。

契約更新の取扱

契約期間が満了する 15 日前までにお客さままたは当社どちらかから解約の申し出がないときは同条件にて自動的に契約が更新されます。
※ 契約期間中にお客さまの申し出により契約を終了する場合は、20 日前までに通知いただく必要があります。

お引越しいについて

お引越し先でのご利用の場合、ご契約アンペアは、お引越し先物件の既存ブレーカー容量でご契約いただけます（ただし、関西エリア、中国エリア、四国エリアの場合は、ご契約アンペアによる契約ではないため、本事項は適用対象外となります。）。お引越し先の既存ブレーカー容量の確認のため、当社からお電話させていただく場合がございます。

契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで契約を終了させる場合で、小売電気事業者と一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社にお支払いいただきます。

料金調停の方法

毎月当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

契約に関わる注意事項

- 賃貸物件をお切替される場合は、家主または管理会社の許可が必要となりますので、事前にご承諾を取得いただきますようお願いいたします。
- 当社へお申し込みいただく前にご利用されていた小売電気事業者等（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。
 - 特典およびポイントサービス
 - 割引メニューまたは割引サービス
 - 各種照会サービス
 - その他旧事業者との取引に係るサービス等
- 小売電気事業者はお客さまへ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、託送供給等約款に、お客さまにお守りいただく事項等がございます。お守りいただけない場合は当社が契約を解除し、一般送配電事業者により電気の供給を受ける他の小売電気事業者に切替えていただくことがあります。詳細は電気供給約款をご参照ください。（以下、重要部分抜粋）
 - 検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または一般送配電事業者が委託した業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること
 - 一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知すること

- お客さまが以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社は解除日の 15 日前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。
 - お客さまが電気料金（この契約以外の電気料金を含みます。）を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合
 - お客さまが電気供給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気供給約款に違反した場合
 - お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
 - 託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合
- 当社は、料金改定をする場合があります。料金改定は、料金改定実施日の 15 日前までに書面またはホームページにて通知するものとします。
- 料金には燃料費調整を行います。燃料費調整制度は、お客さまの契約地点のある、特定小売供給を行う小売電気事業者の公表する燃料費調整制度を準用するものとします。公表がされなくなった場合は、当社独自の燃料費調整制度を作成・公表し、この制度に従って燃料費調整を行うものとします。

- 供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた等の場合には、その費用について、電気供給約款に基づき、お客さまに当社の指定する方法によりお支払いいただきます。また、お客さまにその負担で施設していただく場合がございます。詳細は電気供給約款をご参照ください。

計量器・配線その他の工事に関する費用負担について

お客さまの引込線取付点のがいしまで、またはスマートメーター、サービスペーカーについては一般送配電事業者の所有設備ですので、工事や修理の際には費用負担はありません。それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際はお客さまのご負担となります。

電力供給廃止時に関わる注意事項

電気を停止することにより、設備の破損に繋がったりお客さまがご困りになるケースがあります。

- 凍結するおそれのある地域の廃止：凍結防止帯が動作しなくなること給水管が凍結し破裂する可能性があります。凍結により温水器本体が破損する可能性があります。（このような場合は、給水管水抜きの実施などを願います。）
- マンション等の共用灯の廃止：エレベーターに閉じ込められることや防犯システム・自動ドアオートロック等が作動しなくなること、また、屋上等の給水タンクへの水の汲み上げ用ポンプが動作しなくなること可能性があります。
- 人口呼吸器、酸素吸入器などの医療機器等を使用している場合、廃止による電気の供給が止まることで影響がある可能性があります。

個人情報の取り扱いについて

ご登録いただきましたお客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法）等〕は、当社および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的運営推進機関による託送供給契約または発電量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。また、当社および当社グループ会社(当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社を含みます。)、その他協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもと利用すること、および当該利用のために提供することがあります。開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとし、また、第三者への開示・提供に関して、お客さまの申し出がある場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。なお、開示・提供方法は、ASP サービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用した提供とします。詳細は当社ホームページのプライバシーポリシー（<http://www.zerotelcom.jp/privacy.html>）をご参照ください。

クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客さまおよび個人のお客さまのうち営業のために若しくは営業としてお申し込みいただいたお客さまは除きます。）

- お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、当社からお客さまにお送りする法定の重要事項説明書面をお客さまが受領した日を含めて 8 日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。
- この場合、
 - お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
 - すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
 - お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
- クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。
名称：ゼロテレコム株式会社
住所：〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 3-10-20 KG 天神ビル東 6 階